

推進状況報告書抜粋 全体意見 1ページから54ページ

推進状況報告書 全体について

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
全体的なご意見		人権推進課			



回答課	いただいたご意見等	回答	備考
人権推進課	田辺市人権施策推進計画～報告書(案)に目次をつけていただきページ数を明記して下さったので確認しやすくなりました。下線ラインを入れていただければ、尚見やすくなるかと思います。	ご意見ありがとうございます。目次ページ各行間の罫線の色が薄く、印刷時に表示されていませんでした。今後、より見やすくなるよう明記いたします。	要回答

推進状況報告書 3ページ 「1.推進環境の充実」から抜粋

①

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
学習教材の開発等	市民の学習ニーズや課題に応じ、視聴覚教材の整備に努め、市のホームページで掲載する。また、公民館等で人権学習を実施しやすいように、独自の学習教材の作成に努める。	人権推進課	視聴覚教材として、「多様性」や「心のバリアフリー」を題材とした2巻のDVDソフトを購入した。 令和6年度の貸出本数は36巻(21団体)。 また、人権週間には市立図書館と連携し、「貸出DVD一覧表」を配置した。	人権研修教材として、学校や企業からは大変好評である。	今後も、様々な人権問題について理解を深めるため、視聴覚教材の整備に努め、啓発活動を実施していく。
↓					
回答課	いただいたご意見等	回答			備考
人権推進課	「貸出DVD一覧表」の配置は大変良いと思う。今後予算をとって新しい教材を購入して欲しい。人権の問題は日々変化しているため。	ご意見ありがとうございます。視聴覚教材(DVD)については、毎年、新しい教材を購入しています。(R3「ハラスメント」R4「ジェンダー」R5「ヤングケアラー」を題材) 引き続き、近年の高齢化や情報化の進展等による様々な人権問題について理解を深めるため、視聴覚教材の整備に努め、人権啓発の取組を促進してまいります。			要回答

推進状況報告書 5ページ 「1.推進環境の充実」から抜粋

推進状況報告書 13ページ 「2.人権の視点に立った行政の推進」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権学習指導者養成講座	人権教育・啓発を進めるにあたって指導的立場にある方を対象とした研修会を開催する。	人権推進課	常に人権尊重の意識を持って公務を遂行するように市職員研修会を開催した。 「『田辺市人権尊重のまちづくり条例』について」 講師 人権推進課職員 ・田辺市新規採用職員研修(前期) 令和6年4月2日 参加者31人 ・田辺市新規採用職員研修(後期) 令和6年10月1日 参加者31人 ・教職員初任者研修 令和6年8月19日 参加者36人	将来、指導的立場となる新規採用職員が、豊かな人権感覚を身につけ、人権の尊重を念頭に置いたまちづくりを推進できるように研修会を行った。	あらゆる行政分野において人権尊重の意識高揚が図られるよう、職員の人権研修については今後も、継続的に実施していく。
職員向け人権研修の実施	1. 市 新規採用職員を対象に「人権研修」を実施する。 2. 和歌山県市町村職員研修協議会 新規採用職員研修、一般職員一次研修、監督者二次研修、管理者研修のカリキュラム内において実施される「人権研修」を受講する。	総務課	1. 市 (1) 新採職員研修(前期)「人権啓発の推進について」 日程:令和6年4月2日 対象:新規採用職員 受講者数31名 (2) 新採職員研修(後期)「田辺市の人権尊重のまちづくりについて」 日程:令和6年10月1日 対象:新規採用職員 受講者数31名 2. 和歌山県市町村職員研修協議会 (1) 新規採用職員研修 日程:令和6年4月10日～12日 対象:新規採用職員 受講者数24名 (2) 一般職員一次研修(田辺市会場) 日程:令和6年5月15日～17日 対象:採用3年目職員 受講者数21名 (3) 監督者二次研修 日程:令和6年10月24日～25日、10月31日～11月1日(予備日程) 対象:係長級5年目職員 受講者数17名 (4) 管理者研修 日程:令和6年11月14日～15日 対象:係長級1年目 受講者数18名	人権に関する意識の向上が図られる。	定期的、計画的に実施していく。



回答は次ページ

回答課	いただいたご意見等	回答	備考
人権推進課 総務課	新採職員だけでなく全職員が最低年1回、「人権を考える集い」や研修に参加するようにしてほしい。	ご意見ありがとうございます。今後、新規採用職員、管理者研修等に加えて、広く職員を対象とした研修機会の充実に取り組んでまいります。 「人権を考える集い」等の研修会については、庁内グループウェア（組織内での情報共有をするためのソフトウェア）の掲示版を活用し、職員に対して研修案内をしていきたいと考えています。	要回答

推進状況報告書 6ページ 「1. 推進環境の充実」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
② 広報田辺の活用	広報田辺での講演会や研修会への参加の呼び掛けや、「人権週間」をはじめとする強化期間などに広報活動を行う。また、令和3年度から「人権コラム」を掲載している。	企画広報課	人権関係の記事として下記のとおり掲載し、市民に対する啓発を行った。 Pick Up News)R6.12月号(人権を考える集い 映画「梅切らぬバカ」の上映) R7.1月号(たなべ人権フェスティバル)人権コラム) R6.5月号(インターネット上の人権侵害について) R6.8月号(高齢者の人権) R6.11月号(11月16日は「国際寛容デー」です) R7.2月号(災害と人権) 相談窓口)月号	紙面における文章や写真の取扱いについては、常に人権尊重を念頭に置きながら、個人情報保護や文章表現等に十分な注意を払っている。また、人権啓発を効果的、継続的に行うには、掲載内容がマンネリ化しないよう、より紙面の工夫を行う必要がある。	令和7年度においても、広報紙への更なる記事掲載に取り組み、積極的な啓発を行う。
↓					
回答課	いただいたご意見等	回答		備考	
企画広報課	平和であることが人権が尊重される必要な条件であるため、中学校で学んだ日本国憲法の前文を憲法記念日のある5月号に掲載してみてもどうか。	ご意見ありがとうございます。人権推進課では、広報たなべの5月号の「人権コラム」で憲法記念日に合わせて、「日本国憲法と人権」、第11条の「基本的人権の尊重」について掲載をいたしました。今後もいただいたご意見を参考にしながら、更なる人権尊重意識の普及高揚に向けた情報発信の取組を進めたいと思います。		要回答	

推進状況報告書 6～11ページ 「2. 人権の視点に立った行政の推進」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課共通の人権の視点に立った取組		総務課 人権推進課			
↓					
回答課	いただいたご意見等	回答			備考
総務課、人権推進課	市民から対応に対する苦情があった場合、市職員の人権も守られるような配慮も必要かと思う	ご意見ありがとうございます。カスタマーハラスメント行為（顧客からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの）啓発については、総務課を中心に、令和5年度に「不当要求対応研修」を実施し、毎年度、和歌山県研修協議会が主催する「クレーム対応研修」に若手職員を参加させるなど啓発を進めております。 また、本年4月に、市庁舎内における禁止行為の事例及び行為許可等の運用基準を整理し、カスタマーハラスメント対応フローチャートを制定するとともに、防犯カメラの設置や啓発ポスターの掲出等、カスタマーハラスメント対策を本庁舎においてモデル的に実施しております。 ご意見のとおり、より良い住民サービスを提供していくためにも、職員の人権を配慮する体制づくりに努めてまいりたいと考えています。			要回答
回答課	いただいたご意見等	回答			備考
人権推進課	対応と対応の用語の頻度が多く、混同していて中身が不明確に思われる。（P8～P9） 対応（市民の立場に立って要望等をよく聞く） 対応（その声の中から問題点を整理・集約し。対応（策）を考え、できることを実行・改善していく）と考えてはどうだろう。そうすると、評価・問題点がよりはっきりしてくると思います。）	ご意見ありがとうございます。次年度の実施状況を集約する際には、いただいたご意見のとおり全庁的に統一を図ったうえで使い分けを行い、より明確に表記できるよう努めます。			要回答

推進状況報告書 10ページ 「2. 人権の視点に立った行政の推進」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課共通の人権の視点に立った取組		スポーツ振興課	窓口、電話、現場での対応の際には、相手の立場に立った対応を心がけるとともに、体育施設への人権に関する落書きが発生しないよう各施設の見回りなどに努めている。	相手の立場に立った対応など、概ね取り組めた。	引き続き実施。
↓					
回答課	いただいたご意見等	回答			備考
④ 障害福祉室 スポーツ振興課	障がい者スポーツ振興についての取り組みについて現状を教えてください。	障害福祉室では、和歌山県障害者スポーツ大会への参加者募集を、HPやSNS、庁内掲示板などで幅広く周知しています。 スポーツ振興課では、誰でも気軽にスポーツを楽しむことを目的としたニュースポーツ教室を開催し、パラリンピックの正式種目でもあるボッチャなども教室に取り入れています。体育施設においては、ユニバーサルデザインやバリアフリー化に留意し、障がいのある方をはじめ誰もが利用しやすい施設整備に努めています。 また、田辺スポーツパーク陸上競技場がナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定を受けていることから、パラリンピック選手が強化合宿等で施設を利用された際には、地元の支援学校等の生徒との交流や体験などを実施し、世界レベルの障がい者スポーツを身近に感じていただき、スポーツへの関心を深める機会ともなっています。			要回答

推進状況報告書 19ページ 「3. 人権教育・啓発の推進」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権映画会	＊事業:映画上映会 午前の部 ＊上映映画題名:「荒野に希望の灯をともし」 ＊内容:アフガニスタンとパキスタンで35年にわたり、病や戦乱、そして干ばつに苦しむ人々に寄り添いながら命を救い、生きる手助けをしてきた医師・中村哲さんの映画。 午後の部 ＊上映映画題名:「咲む(えむ)」 ＊内容:一人の若きろうの女性を通して 喜びや葛藤の中で生き、様々な障壁を乗り越えていく姿から、「ろう者」とは「きこえない」とは何かということ、そして、「手話言語」は魅力的で素晴らしい言葉であること、ろう者独自の文化を市民に与えていくことをコンセプトにした映画。 ＊目的 「戦争と人権」や「障害者の人権」をテーマとし、特に小中学生やその家族に多く鑑賞してもらえるよう作品を選定、家庭で、戦争や平和、人権について話し合う機会ができることを目的に開催しました。	大 塔 行 政 局 総 務 課	(実施内容) ・日時:令和7年2月23日(日) ①10:00～ ②13:30～ ・場所:大塔総合文化会館 ・①参加者:41名 ・②参加者:42名	例年より幅広く参加の声掛けをすることができた。小中学生やその家族の参加を促すため、戦争や障害者をテーマにした作品を選定したが、次年度以降、映画会等を実施する場合は、より多くの方の参加、特に若年層に参加してもらえるような作品選定及び開催時間等改めて検討していく。	令和7年度においても、大塔生涯学習フェスタの一環事業として9団体共催で開催予定。



回答は次ページ

回答課	いただいたご意見等	回答	備考
人権推進課	地域の9団体が共催する人権活動です。今年度は映画会を実施し、午前「荒野に希望の灯をともし」を上映。本当の平和とは何かを皆で考えました。午後は「咲む」を上映。聴覚障害や手話について理解を深めました。 共催9団体 女性会連絡協議会大塔支部・人権擁護連盟大塔支部・大塔自治連絡協議会・大塔地区民生児童委員協議会・身体障害者連盟大塔支部・大塔老人クラブ連合会・大塔地区ボランティア連絡協議会・大塔赤十字奉仕団・大塔社会福祉協議会	ご意見ありがとうございます。取りまとめた推進状況報告を修正させていただきます。	要回答

推進状況報告書 21ページ 「4. 相談支援体制の推進」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各種相談事業 (人権・登記・相続・不登校児、市民法律・消費生活・市民、女性電話・ひきこもり、子育て、家庭児童)		人権推進課他 (学校教育課、自治振興課他)			
↓					
回答課	いただいたご意見等	回答			備考
⑤ 企画広報課、人権推進課	相談電話番号が市民に案内されているのかが気になる。広報誌で年に1度は掲載されているかと思いますが、また、「未来ポスト」には公益的な意見も見られるのかどうか。	ご意見ありがとうございます。田辺市人権推進課のホームページに、「人権に関わる主な相談窓口」として、市内の「子ども」「女性」「高齢者」「外国人の方」等に対する相談機関や電話番号を掲載しており、人権・登記・相続相談、市民法律相談、行政相談につきましては、毎月広報紙に日程及び電話番号を掲載しています。 それ以外の相談につきましては、ホームページ、LINEに電話番号等を掲載しており、広報紙には当該ホームページの二次元コードを毎月掲載しています。また、家庭児童相談室では、年度当初や夏休み前など家庭環境に変化が起こりやすい時期に、市公式SNSで「悩んだ時には家庭児童相談室(0739-26-4926)までご相談ください」等の発信をしています。 未来ポストにつきましては、広報紙及びホームページに、いただいたご意見とその回答を抜粋して掲載しています。令和6年度にいただいた未来ポストは、受理した100件のうち要望が54件、意見が31件、苦情が7件、提案が5件、質問が3件となっています。			要回答

推進状況報告書 22ページ 「4. 相談支援体制の推進」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
消費生活・市民相談	多重債務や悪質商法、その他法的措置の必要な市民生活に関わる相談ごとについて、市民が身近に立ち寄ることのできる消費生活・市民相談を実施し、市民が抱えるそれぞれの課題を解決できるように助言・指導等を行う。	自治振興課	【相談方法】面談・電話 【相談内容】消費関係 223件 相続関係 11件 離婚関係 5件 多重債務関係 0件 その他 119件	問題解決のための助言や情報提供、啓発活動を行うことにより、市民の意識高揚やトラブル防止が図られ、安全で安心なまちづくりに寄与することができた。 相談窓口機能の更なる充実を図るため、関係機関との協力・連携を進めるとともに、担当職員の能力向上に努める必要がある。	令和7年度も継続実施。また、担当職員の能力向上を図るため、研修会への積極的な参加に努める。



回答課	いただいたご意見等	回答	備考
自治振興課	市民が抱える消費生活・市民相談を解決する取り組みは、安全安心なまちづくりになるので今後も継続して欲しい。	ご意見ありがとうございます。担当課へご意見を伝えております。	意見を伝達

推進状況報告書 22ページ 「4. 相談支援体制の推進」から抜粋

⑥	事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
	女性電話相談	女性が抱える様々な悩みに、女性相談員が電話で相談に応じる「女性電話相談」を実施する。(月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前9時～正午まで)	男女共同参画推進室	【相談場所】男女共同参画推進室 【相談方法】電話 44件	悩みを誰にも打ち明けることができずに、一人で抱え込み苦しんでいる相談者に対して、その傷ついた心を癒すことができた。まず一歩を踏み出すことができるよう、相談者の気持ちに寄り添いながら問題の整理をし、自己選択ができるように支援しているので、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」への貢献度は高いと思われる。	令和7年度も継続実施。



回答は次ページ

回答課	いただいたご意見等	回答	備考
⑥ 男女共同参画推進室	旧庁舎では推進室（個室）があり通話内容が外部へもれ聞こえなかっただろうが、今はどういう対応状況になっているのか気になる	ご意見ありがとうございます。新庁舎では、大半の執務室はオープンフロアとなっており、各課との隔たりがない環境で業務をしておりますが、相談対応等の際に利用できる個室の相談室の数は充分備えられているところです。 いただいたご意見の女性電話相談事業については、電話相談専門の業務であること等から、開設時間内には個室の相談室を使用し、女性相談員が業務に当たっているところです。なお、相談時には、こちらからは相手の名前を聞かず、基本は匿名で相談を受けております。	要回答

推進状況報告書 22ページ 「4. 相談支援体制の推進」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
⑦ 女性電話相談	女性が抱える様々な悩みに、女性相談員が電話で相談に応じる「女性電話相談」を実施する。（月曜日から金曜日（祝日を除く）午前9時～正午まで）	男女共同参画推進室	【相談場所】男女共同参画推進室 【相談方法】電話 44件	悩みを誰にも打ち明けることができずに、一人で抱え込み苦しんでいる相談者に対して、その傷ついた心を癒すことができた。まず一歩を踏み出すことができるよう、相談者の気持ちに寄り添いながら問題の整理をし、自己選択ができるように支援しているので、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」への貢献度は高いと思われる。	令和7年度も継続実施。

↓

回答課	いただいたご意見等	回答	備考
男女共同参画推進室	少人数ながら、傷ついた心の悩みに寄り添う支援としてとても重要だと思う。電話以外のチャット相談を充実させ、若い世代の女性が相談しやすい体制を整えてほしい。	ご意見ありがとうございます。若年層が相談しやすくなるような体制として、内閣府では「DV相談プラス」や「性暴力に関するSNS相談Cure time（キュアタイム）」でチャット相談を行っており、全国から相談を受け付け、専門の相談員が対応してくれているところです。 男女共同参画推進室としては現在のところ、上記のチャット相談窓口の情報をホームページや所管発行の広報紙、またSNS等で発信することにより、相談先の周知に努めていきたいと考えています。	要回答

推進状況報告書 22ページ 「4. 相談支援体制の推進」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
⑧ 一般健康相談	一般健康相談は、西部センター（デイサービスセンター）、南部センター、芳養児童センター、地域の集会所等で定期的に実施する。健康増進課、行政局住民福祉課では、電話及び窓口相談を平日に随時実施する。	健康増進課	【相談場所】西部センター、南部センター、芳養児童センター、地域の集会所等 87回 【相談方法】巡回型健康相談 380件 窓口相談、電話相談 974件 各種イベント、教室、相談 1,699件 【相談内容】糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防に関する相談や歯周疾患予防、骨粗鬆症予防、禁煙相談や健康に関する相談等	窓口相談・電話相談には、保健師・管理栄養士とも随時相談対応している。巡回相談は定例的に実施しているが、参加者が固定している。	今年度も継続実施。関係機関との連携を図り参加者数の拡充を図るとともに内容の充実に努める。
↓					
回答課	いただいたご意見等	回答			備考
健康増進課	参加者が固定化するという問題に対して、スーパーやイベント会場などで出張ミニ講座（5～10分のミニ健康相談）などもやってはどうか。	ご意見ありがとうございます。一般健康相談については、様々な機会を捉えて広く、事業の周知に努めるとともに、健康相談に来ていただきやすい環境づくりにも努めていきたいと考えています。			要回答

推進状況報告書 23ページ 「4. 相談支援体制の推進」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
⑨ 家庭児童相談	家庭における子育ての悩みや問題、また子ども達が安全・安心して健やかに育つための環境づくりについて、家庭等からの相談の受付、学校や児童相談所等関係機関と連携した対応、その他調査や面接及び訪問等により家庭への支援を行う。	子育て推進課	【相談場所】家庭児童相談室 【相談方法】面 談 217件 電 話 532件 家庭訪問 158件 関係機関連携 967件 児童相談所連携 371件	養育者の育児不安の解消等、心理的な負担軽減ができた。また、児童虐待の相談や通告に対し、関係機関と連携し対応することができた。	関係機関と連携をとりながら、令和7年度も引き続き相談業務の充実に努める。
↓					
回答課	いただいたご意見等	回答			備考
子育て推進課	他の相談件数をはるかに上回り、問題が多いか？それとも、連携や仕事が行き届いているかはわからないですが、評価欄の通り確かに、対応されていらっしゃるのことがわかりました。	ご意見ありがとうございます。家庭児童相談室で最も多く対応しているのは、児童虐待に関する相談です。虐待の対応を進めるうえで、児童相談所やその他の関係機関との連携が重要です。そのため、関係機関との連携件数が増加しています。また、アフターフォローや予防的な支援も重視し、家庭に寄り添った支援に努めています。			要回答

推進状況報告書 24ページ 「4. 相談支援体制の推進」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
隣保館相談事業	地域住民に対し、生活上の相談・人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う。	南部・西部・芳養センター	【相談場所】南部センター 250回 西部センター 236回 芳養センター 213回 【相談方法】面談 711件 【相談内容】職業相談 南部センター 45件 西部センター 15件 芳養センター 11件 健康相談 南部センター 49件 西部センター 21件 芳養センター 25件 その他日常生活に関する相談 南部センター 156件 西部センター 200件 芳養センター 177件 【特記事項】毎月一回、和歌山県就職促進相談員による職業相談や市の保健師による健康相談を実施した。地域住民から日常生活においての相談（市営住宅への入居や環境整備に関すること、介護予防、ひとり高齢者世帯、福祉に関することなど）に対応し、必要に応じて関係機関へ繋ぐと共に連携を図り見守り支援を行った。	生活困窮者、市営住宅、介護予防、福祉などの相談で関係担当部署との連携を深め、迅速に対応出来るよう取り組む。	令和7年度も継続し実施していく。



回答課	いただいたご意見等	回答	備考
南部・西部・芳養センター	地域住民（生活困窮者等）に対する生活上の相談に応じる取り組みは、必要であるので今後も継続して欲しい。	ご意見ありがとうございます。担当課へご意見を伝えております。	意見を伝達

推進状況報告書 25ページ 「4. 相談支援体制の推進」から抜粋

⑩

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
障害者相談支援事業	障害児者、その家族および関係者からの相談の窓口として、平成20年4月から、「田辺市障害児・者相談支援センター ゆめふる」を設置し、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害）に関係なく相談を受けることができる体制へと整備を行った。 4法人（田辺市社協、ふたば福祉会、やおき福祉会、県福祉事業団）から担当者（相談支援専門員）が常駐し、市民から気軽に利用してもらえる窓口となるよう、障害福祉室及び各法人が連携を取り、運営に努めている。	やすらぎ対策課 障害福祉室	【相談場所】田辺市障害児・者相談支援センターにじのわ、 基幹相談支援センターにしむろ 市民総合センター内 随時 龍神行政局 12回 中辺路行政局 12回 本宮行政局 12回 大塔行政局 12回 【相談方法】面談、電話 【特記事項】 西牟婁圏域の相談支援体制の強化を図るため、令和2年4月、地域生活拠点等整備の中核的な機関である「基幹相談支援センターにしむろ」を設置し、「基幹相談支援センター機能強化事業」の専任を2名とし、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」の専任1名を配置する他、24時間対応支援員を置く等、相談支援事業所の役割強化や、障害者の自立に向けた1人暮らし支援等に取り組んでいる。 令和3年度から西牟婁圏域が事業範囲となり、名称も「にじのわ」に変更し、相談支援専門員も4名から8名に増員となった。	相談実績 H29:9,237件 H30:9,303件 R1:9,055件 R2:8,592件 R3:8,901件 R4:7,529件 R5:8,623件 R6:8,954件 相談件数が高止まりしている。令和2年度はコロナの影響で相談件数が減少し、以降増減を繰り返している。 教育・保育・高齢者・貧困等、問題が複雑に絡む困難ケースの受付も増加。他部署で対応すべき相談が、「にじのわ」に移行されるケースもあり、相談員の負担が増し、難易度が高まっている。 市機能が新庁舎に移転したことに伴い、にじのわへの相談案内がすぐできない場合もあり、市役所に来られた方についての一次相談を障害福祉室にて対応し、にじのわにつなぐ必要のある案件については、情報を共有しながら対応している。	今後も、現状の相談体制を継続していくが、市機能が新庁舎に移転したことに伴い、一次相談を障害福祉室で対応したうえで、にじのわ等につなぐケースが増加してくると思われる。また、全体的に相談件数の増加やカバーするエリアがかなり広域であるため、相談支援専門員の業務が非常に煩雑となっているため、相談支援事業における業務内容について、関係者で協議を行っているところである。
↓					
回答課	いただいたご意見等	回答			備考
障害福祉室	福祉室と「にじのわ」の役割を明確にし、一次対応、二次対応のフローを標準化。フローチャート等の研修資料を庁内職員に配布して周知をはかっていく。	ご意見ありがとうございます。市役所に障害福祉関係の相談に来られた場合において、より適切に対応できるように相談内容種別に応じた業務フロー図を作成し、保健福祉部内及び庁内の関係各課と情報共有するとともに、庁内職員全体に向け障害福祉関係の相談内容別フロー図等の情報を共有してまいります。			要回答

推進状況報告書 28ページ 「6. 女性の人權」から抜粋

事業名					
事業の内容		所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
「第2次田辺市男女共同参画プラン」の推進		男女共同参画推進室	各課において男女共同参画社会の実現に向け、具体的施策として掲げた個々の施策の推進に取り組んだ。また、前年度（令和5年度）の進捗状況を点検・評価することにより進捗管理を行った。	概ね男女共同参画プランに沿った取組ができています。	令和7年度も継続実施。男女共同参画に関する施策の重要事項を審議する男女共同参画懇話会からいただいた意見を施策に反映させる。
↓					
回答課		いただいたご意見等		回答	備考
⑪ 総務課 教育総務課、男女共同参画推進室他		学校や公共施設での男女トイレの個数比について教えてください。		市立小中学校の個数比を調査したところ、概ね男59%、女41%、田辺市役所本庁舎では、男61%、女39%となっており、男子トイレは小便器と大便器が分かれているため女子トイレより数が多くなっております。 政府では、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針2025）（令和7年6月13日閣議決定）において、女性用トイレの利用環境の改善に向けた対策の推進が位置付けられたことを踏まえ、「女性用トイレにおける行列問題の改善に向けた関係省庁連絡会」を立ち上げ、取組を進めることとなりました。 このことについて、内閣府男女共同参画局から県を通じ「イベント開催時における女性用トイレへの配慮について」の依頼が男女共同参画推進室にあり、庁内関係各課に対し7月に同内容の周知を行ったところです。	要回答

推進状況報告書 28ページ 「6. 女性の人権」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各種講座・講演会等の啓発活動	男女共同参画に関する各種講座・講演会を開催し、誰もが個性と能力を活かし、いきいきと暮らしていける男女共同参画社会の推進についての意識を啓発する。	男女共同参画推進室	○講座・講演会等を開催した。 ・令和6年9月7日 パネルディスカッション「となりの人の田辺ぐらし〜わが家のライフスタイル〜」参加者:27名 ・令和6年10月27日 相談支援ステップアップ講座「ハラスメントの理解と防止〜安心して働くために〜」参加者:24名 ・令和6年11月24日 救急救命講座「教えて!女性分団さん…誰も正しい知識をもつことで救える命があります…」参加者:18名 ・令和6年12月7日 「普段の暮らしに役立つ防災〜すぐにできるゲームやトイレ実験、拡張現実(AR)を体感しながら男女共同参画と防災について考える〜」参加者:32名 ・令和7年1月19日 DVD鑑賞会「ミセス・ハリス、パリへ行く」参加者:25名 ・令和7年2月9日 「自分も相手も大切にするアサーティブコミュニケーション講座」参加者:24名 ・令和7年2月11日 「一人一人の生き方を応援し合う未来づくり 結婚する?しない?子供を望む?望まない?自由だからこそ悩む。不安になる。そんな時代を軽やかに生きる方法〜」参加者:37名	ハラスメント、防災や救急現場への女性の参画、自分らしい生き方や子育て、家族のかけがえについて、講座を通して学び、参加者同士で共有することができ、アンケートの内容も好評であった。	令和7年度も継続実施。



回答課	いただいたご意見等	回答	備考
男女共同参画推進室	アサーティブコミュニケーション講座がとても印象的でした。参加者の方々の反応が目からうろこみみたいな感じがありました。女性の方が平らに参画できる素地の可能性を感じました。 ※アサーティブ・・・自分の意見や感情を率直に伝えながらも相手の立場や考え方を尊重するコミュニケーションスタイル	ご意見ありがとうございます。担当課へご意見を伝えております。	意見を伝達

推進状況報告書 34ページ 「7.子どもの人権」から抜粋

⑫	事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
	児童問題対策地域協議会の設置運営	児童問題対策地域協議会において、児童虐待に関する情報交換、関係機関の連携・協力体制の推進、児童虐待防止啓発等を行う。	子育て推進課	代表者・実務者・個別ケース検討の各会議を開催し、要保護児童と家庭の支援について協議・検討した。 また、同会主催で児童虐待防止推進月間に合わせ、11月1日に市内5か所で街頭啓発を実施した。	児童虐待防止のため、協議会のさらなる活用と、児童虐待防止啓発を進めていく必要がある。	庁内関係部署及び関係機関等と連携をとりながら、令和7年度も引き続き児童虐待防止及びその啓発に努める。
↓						
	回答課	いただいたご意見等	回答			備考
	子育て推進課	最近、あちこちで子ども食堂が開催されていますが田辺市の現状について教えてください。	ご意見ありがとうございます。こども食堂につきましては、全国的に年々その広がりを見せており、市内におきましても、現在、個人やNPO法人等が運営している10か所のこども食堂があります。最近では、行政局管内(旧町村)にも運営される団体が出てきております。			要回答

推進状況報告書 35ページ 「7.子どもの人権」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
⑬ 子育てしやすい環境づくり	安心して子どもを産み育てやすい環境を整え、子どもを心身ともに健やかに育てるため、思春期、妊娠期から子育て期に健診・相談・健康教育等の事業を実施する。	健康増進課	・田辺市一般不妊治療費助成事業 40件 ・田辺市生殖補助医療先進医療費助成事業 2件 ・小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存後生殖補助医療費助成事業 0件 ・田辺市妊婦健康診査費助成事業 89件 ・田辺市妊産婦交通費等助成事業 7件 ・田辺市多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 0件 ・プレママスクール、パパママ教室参加者 200人 ・妊婦訪問、こんには赤ちゃん事業（新生児訪問・産婦訪問含む）、乳幼児訪問、未熟児訪問 延べ訪問件数 707件 ・1か月児健診費用助成 278人 ・乳幼児健診・相談 2,029人 ・子育て講演会 実施回数 1回 参加人数 29人 ・予防接種事業 延べ接種人数 9170人 ・5歳児アンケート回収人数440人 ・5歳児発達相談実施回数 7回 参加人数 53人 ・ひまわり相談実施回数 257回 延参加人数 368人 ・出産・子育て応援交付金事業 面談実施件数 妊娠届出時 352件（内転入23件）、妊娠8か月時（妊娠8か月アンケートからの希望者） 29件、出産後（赤ちゃん訪問実施時） 322件 出産応援交付金の給付を受けた人（令和6年4月～令和7年3月末まで） 354件 子育て応援交付金の給付を受けた人（令和6年4月～令和7年3月末まで） 322件	・子どもの出産を望む夫婦に対し、費用を助成することで、不妊治療を受けやすい環境づくりを図ることができた。 ・小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存後生殖補助医療費助成事業については、現状では該当する対象者がおらず実施に至っていない。 ・妊婦健診に係る経済的負担の軽減を図ることで、妊婦の健康管理を充実することができた。 ・健康診査や出産にかかる交通費等を助成することで、妊産婦の経済的負担の軽減を図ることができた。 ・こんには赤ちゃん事業は全戸訪問を目指し、訪問率は9割を超えているが、依然として訪問できない家庭がある。健診・相談事業では、子どもの健やかな発達を促し、病気や障害の予防と早期発見、早期療育のため、受診率、接種率向上に努め、高い受診率を得られた。 ・パパママ教室・プレママスクールは、令和6年度は新型コロナウイルス	・一般不妊治療費助成や妊産婦交通費等助成事業、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業についての周知に努める。こんには赤ちゃん事業の訪問率向上に努める。 ・虐待予防の観点から、訪問等で健診未受診者の状況把握に努める。 ・発達等に課題のある児童や保護者が、必要時、相談に來所できる体制を充実させていく必要がある。 ・パパママ教室やプレママスクールについては、特にプレママスクールで参加者が少ない状況であり、今後教室内容等を検討する。また、ハイリスク妊婦・親子に対するの支援方法について検討していく必要がある。 ・出産子育て応援事業を実施する事で妊娠から出産・産後、育児期における面談のほか、継続的な相談の実施や子育てに関する情報発信を通じて、出産・育児に必要な支援につなげていく必要がある。

				は、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で参加者が減少していたが令和5年度、6年度は徐々に増加傾向である。乳幼児健診については、対象者が減少したことにより、参加者数も減少している。 ・発達等に課題のある児童や保護者を対象に、各種健診・相談・アンケート等を有効に活用しながら、必要な方に来所を促し、相談・フォローが受けられる体制を提供しながら、適切な就学に繋げることができた。 ・妊娠届出の際に、就労や里帰り、パートナー、支援者などについて以前より詳細に聞き取ることにより、具体的な支援に結び付きやすくなった。妊娠8か月時に面談を実施することで地区担当保健師と顔つなぎをすることができ、産後の赤ちゃん訪問や母親からの相談がスムーズに実施しやすくなった。	
--	--	--	--	---	--



回答課	いただいたご意見等	回答	備考
健康増進課	安心して子どもを産み育てやすい環境を整える取り組みは、必要であるので今後も継続して欲しい。	ご意見ありがとうございます。担当課へご意見を伝えております。	意見を伝達
⑬ 子育て推進課	里帰り出産で（第2子以降）上の子を連れてくる場合の保育所への入所に関し、実家近くの保育園に入所できず、遠方まで送り迎えが必要な状況が散見される。健康増進課が対応することではないが（多分子育て推進課？）この不便さを解消する手だてを実現願いたい。	ご意見ありがとうございます。年度途中の保育園への入所については、里帰り出産による方であっても田辺市内に住所がある方と同様に、申し込み時点で空きのある園へのご案内となりますので、希望される保育園への入所ができない場合があります。 里帰り出産の期間が年度当初と重なり4月1日入所を希望する場合は、秋の一斉申し込みで受付することができ、選考により入所が可能となる場合がありますが、一斉申し込みの場合は、対象年度の4月1日時点で田辺市に住民登録をしていただく必要がありますので、ご理解の程よろしく願います。	要回答

推進状況報告書 36ページ 「8. 高齢者の人権」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
住民バス運行事業の再編整備	過疎地（公共交通不便地域）における、交通弱者等の日常生活の利便向上を図ることを目的に、地域住民の交通手段の確保に努める。	企画広報課	幹線道路は民間路線バス、各行政局管内の交通空白地については、住民バス（市町村運営有償運送）により支線を運行し、幹線を運行する路線バスへ接続することにより、交通弱者等の日常生活に必要不可欠な交通手段を確保している。 住民バスについては、地域住民の要望に応じて運行内容を拡充し、また、平成26年4月以降の民間路線バス事業の再編により、廃止となった路線について、その必要性について関係者と協議し、運行内容を検討した上で、住民バスによる代替運行を実施している。 令和5年度は、住民バスの運行方法の見直しに取り組み、令和6年度から、中辺路地域と大塔地域において、路線にとらわれず予約に応じてエリア内を走行する形態を導入し、自宅近くで乗り降りできるようにすることで、利便性の向上を図った。	市民から交通手段の確保に関する要望が多く寄せられる中、交通事業者の協力のもと、区域運行の導入など利便性の向上に努めているが、利用者数の減少、乗務員不足等により、今後も民間事業者の厳しい経営状況が続けば、事業の縮小等により、更なる交通不便地域の拡大が懸念される。	令和7年度は、区域運行が導入されていない龍神地域及び本宮地域において、地域の実情に応じた運行形態の導入について引き続き検討していく。



回答課	いただいたご意見等	回答	備考
企画広報課	ライドシェアの区域を本宮に限らず広げてはどうか	ご意見ありがとうございます。ライドシェアは、「日本版ライドシェア」と「公共ライドシェア」の二つに分類されます。「日本版ライドシェア」は、過疎地など公共交通が行き届かない地域を対象に、タクシー事業者の管理・運営のもと、一定の研修を受けた一般ドライバーが有償で乗客を輸送する制度です。運行は地域や時間を限定して実施され、従来のタクシーやバスが対応しづらい交通空白地帯の住民や来訪者の移動手段として活用されています。 一方、「公共ライドシェア」は、自治体や公共交通事業者、NPOなどが主体となり、利用者の事前予約に応じて乗合タクシーやオンデマンドバス、登録ドライバーの自家用車などを組み合わせて提供される交通サービスです。タクシーやバスの配車が困難な地域・時間帯において有償で輸送を行うことで、過疎化や高齢化が進む地域の交通弱者を支援し、地域公共交通ネットワークの再編・最適化、環境負荷の軽減、さらには地域経済の活性化を目指しています。 田辺市では、「公共ライドシェア」の一環として、各行政局管内で住民バスを運行しています。中辺路地区・大塔地区では区域運行を導入し、利用者の玄関先から目的地までの移動に近い利便性を実現しています。今後も運行体制のさらなる改善に努め、地域住民の多様で細やかな移動ニーズに的確に応えてまいります。	要回答

回答課	いただいたご意見等	回答	備考
企画広報課	運転免許等を保有しない地域住民の交通手段の確保が必要であるから、今後も継続して欲しい。	ご意見ありがとうございます。担当課へご意見を伝えております。	意見を伝達

推進状況報告書 38ページ 「8. 高齢者の人権」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
安心安全コールサービス事業	市内のひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、看護師及び保健師が常駐するコールセンターが24時間体制で健康相談を受け付ける。	やすらぎ対策課	市内のひとり暮らしの高齢者及び身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図った。 緊急通報装置は、利用者が緊急ボタンを押すことによりコールセンターに通報され、必要に応じ消防署へ連絡される。	ひとり暮らしの高齢者等が、安心して生活が送れる。	令和7年度も継続



回答課	いただいたご意見等	回答	備考
やすらぎ対策課	ひとり暮らしの高齢者が安心して生活が送れる取り組みであるから、今後も継続して欲しい。	ご意見ありがとうございます。担当課へご意見を伝えております。	意見を伝達

推進状況報告書 46ページ 「10. 外国人の人権」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
全体的なご意見		人権推進課、選挙管理委員会			
↓					
回答課	いただいたご意見等	回答			備考
⑭ 人権推進課・選挙管理委員会	今回の参議院選挙において、外国人を排除しようとする主張が見られました。根拠の乏しい意見もあり、外国人差別にあたるのではないかと思います。そのような訴えが市役所に届けられた場合の対応はどうなりますか。	昨今、我が国に在留する外国人は増加傾向にあり、こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権課題があります。 外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、多様性を認め、外国人の文化や生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動がとることができるよう啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。			要回答

推進状況報告書 49ページ 「14. 情報と人権」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
⑮ インターネット等による差別表現対応	インターネット掲示板等で差別表現を発見又は通報を受けた場合、速やかに対応する。また、そのための体制を整備する。 ・和歌山県策定のマニュアルに沿って対応する。 ・速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局・和歌山県・関係団体等との連携を図る。	人権推進課	人権推進課職員が週2回、1時間程度モニタリングを行い、差別的な書き込みについて発見した際には和歌山地方法務局田辺支局及び西牟婁振興局に削除依頼を行う。	令和6年5月情報流通プラットフォーム対処法が公布され（R7.4月施行）大規模プラットフォーム事業者に対して、権利侵害情報に対して「対応の迅速化」や「運用状況の透明化」の措置が義務づけられたところであるが、匿名性を利用したインターネット上での人権侵害は、全国的に発生しており、今後も定期的にモニタリングを実施していく。	今後もモニタリングを実施し、インターネット上での差別書き込みを早期に発見し、拡散防止に努め、法務局・県等との連携を図りながら今後も対応していく。

↓

回答は次ページ

回答課	いただいたご意見等	回答	備考
人権推進課 企画広報課 自治振興課 ⑮	インターネット掲示板等での差別につながる表現についての削除依頼は必要で重要なことと思われるので、今後も取組の継続を願います。 (今回の事業とは別の提案となります) 最近の情報についての報道から、発信される内容の「真偽を見極めることが大切である」とされ、その通りだと思うのですが、多くの人は、自分が見ている手段からの情報に少なからず影響されているように感じます。元々「真偽」が分からずにいる場合、嘘(ニセ情報)を発信されても、それを見ている側は信じてしまう場合もあるのではないかと思います。近年、情報入手先はテレビよりも、スマホ(SNS,インターネット)が多く、それは特に若者に多くなっていると言われます。テレビがスマホの情報と比べてどうとは断定できないかもしれませんが、どこから情報を得てもそれは個人の自由ですが、「正しいのはどちら?」「その情報は本当か、デマではないか、情報の出所は?」「詐欺ではないか」等を見極めることが、難しいこともありますが、益々重要で、各自が情報について「冷静な対応、判断」をすることがより大切だと思います。高齢者に限らず、被害者になっている詐欺事例が度々発生するのは、「詐欺ではないか」と「冷静な判断」が出来ないで相手からの情報を信じ込んでしまったからでしょう。また、「冷静な判断」をさせないで信じ込ませる巧妙さがあるのでしょう。 様々な「〇〇詐欺」の被害者にならないためにも、或いは、デマ(にせ)情報によって投票行動に影響が出るといった事態を避けるためにも、例えば「広報たなべ」紙面等で、市民に向けて、情報についての「真偽を見極めることの大切さ」、「冷静な対応、判断」をするための啓発を検討検討したらと考えます。	ご意見ありがとうございます。 (人権推進課) 昨今、匿名性を悪用したインターネット上での人権侵害が新たな課題となり、若年層でもSNSを利用したいじめなどが全国的に増加しており重大な問題となっていると認識しております。こうしたことから田辺市ではインターネットモニタリングを行い、差別書込みがあった場合は、速やかにプロバイダ等への削除ができるよう法務局、和歌山県、関係団体等との連携を図っています。今後も、法務局、県、県内各市町村と連携しながら取組を進めるとともに、若年層や管理職等を対象とした研修機会の充実に取り組んでまいります。 (企画広報課) 広報紙では、「生活安全コラム」として各種詐欺等に関する情報を掲載し、注意を促しています。今後も、庁内での連携を図り、広報紙だけでなく市公式SNS等でも情報リテラシーを高めるための情報発信を行っていききたいと思います。 (自治振興課) 現代社会では、テレビや新聞などはもちろんのこと、インターネットやSNSでも膨大な情報を手にすることができます。特にインターネットでは、いつでも、どこにいても多様な情報に簡単にアクセスすることができ、利便性や即時性が格段に高い一方で、人々の判断を誤らせる情報によって不当な契約を結ばされたり、金銭を搾取されたりするといったトラブルに巻き込まれる事例も生じています。 様々な情報に触れる機会が多くなっている中、トラブルに巻き込まれないようにするためには、ご指摘いただいたとおり、個人がそれぞれに情報の正当性を的確に判断し、どのように対応すべきかを主体的に考える「情報リテラシー」を高めていくことが重要と認識しています。	要回答

推進状況報告書 50ページ 「14. 情報と人権」から抜粋

事業名	事業の内容	所管課	令和6年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各学校での教育活動、管理職研修会	・情報モラル 児童生徒に対する指導に関しては、教育計画に基づき、情報モラル教育の充実を図っていく。また、保護者に対しては、教育講演会や学級懇談会、家庭訪問、三者面談等を利用して、スマートフォンやSNSの危険性と情報モラルについて啓発活動を行う。 ・情報流出防止 管理職研修等で情報管理に関する研修を深め、情報流出問題が発生しないように指導する。 ・人権問題発生時の対応 人権問題発生時の対応マニュアルを各学校で作成し、人権問題発生時の対応が迅速にできるよう指導する。	学 校 教 育 課	・情報モラル 児童生徒に対する指導に関しては、各学校の実情に応じて、情報モラル教育の充実を図った。また、保護者に対しても教育講演会や学級懇談会、家庭訪問、三者面談等を利用して、スマートフォンやSNSの危険性と情報モラルについて啓発活動を行った。 ・情報流出防止 管理職研修等を通じて情報管理に関する研修を深め、情報流出問題が発生しないように指導した。 ・人権問題発生時の対応 人権問題発生時の対応マニュアルを各学校で作成し、人権問題発生時の対応が迅速にできるよう指導する。	スマートフォンの普及やSNSの利用により、全国的に様々な問題が報告されている。そのため、本市においても更なる情報モラル教育の充実が必要である。	令和7年度も継続予定。



回答課	いただいたご意見等	回答	備考
学校教育課	SNSの利用者の低年齢化等、学校教育現場においても、危険性についてさらなる啓発活動を進めてください。	ご意見ありがとうございます。担当課へご意見を伝えております。	意見を伝達